相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区上到津二丁目九六八番地、最後の住所三重県四日市市南いかるが町一六番八号　被相続人　亡　北田　弘毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

三重県四日市市鵜の森一丁目七番一〇号
ＳＡＹビル二階　四日市法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥谷　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区松原通柳馬場西入杉屋町二八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中嶋婦美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町六一〇森ビル二七号
相続財産管理人　弁護士　中村　和浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡板野町唐園字東川上二〇番地、最後の住所大阪府富田林市錦織南二丁目二三番一号　被相続人　亡　板東　和俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区旭が丘三丁目二二四四番地三九七、最後の住所神戸市垂水区乙木一丁目三番九号　被相続人　亡　河合　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

神戸市中央区西町三五番地　三井神戸ビル二階　新神戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本佳世子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市山東町矢名瀬町無番地、最後の住所岡山県笠岡市笠岡一〇八〇番地一三愛園　被相続人　亡　大崎せつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

事務所岡山県倉敷市西阿知町西原八〇八番地二　司法書士法人備中サポートセンター
相続財産管理人　中桐　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市中田町字根井九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　住村　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

徳島市八百屋町二丁目一一番地ニッセイ徳島ビル一一階
相続財産管理人　弁護士　安田　稔男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町五二番地、最後の住所福岡県北九州市門司区大字畑一九六〇番地　清松園　被相続人　亡　安田寅三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

北九州市小倉北区米町一丁目四番二一号
ニチフ米町ビル三〇一　江村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　江村　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市中央本町一八六番地、最後の住所佐賀県佐賀市城内1丁目3番一四号　被相続人　亡　小柳　尚武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月五日

事務所　佐賀県佐賀市呉服元町五番一九号　二階
相続財産管理人　司法書士　松瀬　寿和

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による久山町上山田土地区画整理事業の左記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を左記のとおり公告する。

一、書類の送付を受けるべき者の住所氏名

住所　福岡県糟屋郡久山町大字山田六二五番地
氏名　永留　信孝

二、通知の内容

従前の土地　福岡県糟屋郡久山町大字山田字尾園口六二〇番二　公衆用道路　二・九三㎡
権利価額　四千九百六十円
換地処分後の土地　土地区画整理法第百四条第一項により消滅
交付清算金　四千九百六十円

教示

一、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に久山町上山田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に久山町上山田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十八年二月五日

福岡県糟屋郡久山町大字山田六四七番地二
久山町上山田土地区画整理組合
理事長　中田　光美

第７期決算公告　平成28年２月５日

東京都中央区日本橋本町三丁目１番９号
サクラグローバルホールディング株式会社
代表取締役　松本　謙一

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,016
	固定資産	11,556
	合計	15,572
負債及び純資産の部	流動負債	3,865
	固定負債	5,712
	株主資本	5,994
	資本金	90
	資本剰余金	5,037
	利益剰余金	1,153
	その他利益剰余金	1,153
	（うち当期純利益）	（430）
	自己株式	△285
	合計	15,572

第９期決算公告　平成28年２月５日

東京都立川市栄町六丁目１番１号
立飛ビル７号館301号
株式会社ＭＪＣテクノ
代表取締役社長　齋藤　太

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,046,980
	固定資産	145,005
	合計	1,191,985
負債及び純資産の部	流動負債	835,479
	固定負債	131,555
	引当金	108,072
	株主資本	116,878
	資本金	100,000
	資本剰余金	60,049
	その他利益剰余金	60,049
	（うち当期純利益）	（14,399）
	自己株式	△43,171
	合計	1,191,985

第 16 期 決 算 公 告

平成 27 年 12 月 16 日
東京都港区赤坂２－17－７赤坂溜池タワー
日本アバイア株式会社

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,364,747
	固定資産	566,404
	資産合計	6,931,151
負債及び純資産の部	流動負債	2,950,048
	役員退職慰労引当金	7,376
	株主資本	3,981,103
	資本金	480,000
	資本剰余金	387,247
	資本準備金	387,247
	利益剰余金	3,113,856
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,111,356
	（うち当期純利益）	（840,301）
	負債・純資産合計	6,931,151